○経済産業省告示第二百三十二号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第二十三条第三項の規定に基づき、競輪振興法人から住所及び事務所の所在地変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　変更前の競輪振興法人の住所及び事務所の所在地　東京都千代田区六番町四番地六

二　変更後の競輪振興法人の住所及び事務所の所在地　東京都港区港南一丁目二番七十号　品川シーズンテラス二十五階

三　変更年月日　平成二十九年十月一日

○経済産業省告示第二百三十三号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三十八条第三項の規定に基づき、競技実施法人から住所及び事務所の所在地変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　変更前の競技実施法人の住所及び事務所の所在地　東京都千代田区六番町四番地六

二　変更後の競技実施法人の住所及び事務所の所在地　東京都港区港南一丁目二番七十号　品川シーズンテラス二十五階

三　変更年月日　平成二十九年十月一日

○経済産業省告示第二百三十四号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十七条第三項の規定に基づき、小型自動車競走振興法人から住所及び事務所の所在地変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　変更前の小型自動車競走振興法人の住所及び事務所の所在地　東京都千代田区六番町四番地六

二　変更後の小型自動車競走振興法人の住所及び事務所の所在地　東京都港区港南一丁目二番七十号　品川シーズンテラス二十五階

三　変更年月日　平成二十九年十月一日

○国土交通省告示第九百七号

北大東空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　北大東空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　北大東空港内　沖縄県島尻郡北大東村

四　変更した事項（変更前の事項については、平成九年運輸省告示第五百七十三号を参照）

イ　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表を次のとおり変更した。

航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万カンデラ、航空緑実効光度三千六百カンデラ	北緯二十五度五十六分四十三秒、東経百三十一度十九分二十八秒
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側にそれぞれ一灯列四個
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	白熱電灯、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路灯列線の延長線と直交する直線が交わる二地点間
滑走路末端識別灯	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万一千カンデラ	滑走路末端の両外側
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の南南西約六百九十メートルの位置及び北東約七百十メートルの位置

ロ　運用時間を次のとおり変更した。

(1)　飛行場灯台　夜間、計器気象状態下にある場合又は上空を通過する航空機の援助のために必要と認められるとき。

(2)　飛行場灯台以外の飛行場灯火　航空機が離陸し、若しくは着陸するとき又は上空を通過する航空機の援助のために必要と認められるとき（進入角指示灯及び滑走路末端識別灯以外の飛行場灯火にあっては、夜間又は計器気象状態下にある場合その他視界が制限される場合に限る。）。

ハ　航空灯火の利用上の特記事項を次のとおり変更した。

進入角指示灯、滑走路灯、滑走路末端灯の光度は、飛行場周辺の気象状態等に応じて制御する。

附　則

この告示は、平成二十九年十一月九日から施行する。

○国土交通省告示第九百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

清谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県下呂市萩原町西上田

字小洞　二二五七番三　一号

二二五四番五　二号

二二五四番二　三号

二二五四番三〇　四号

二二五四番四六　五号及び六号

○国土交通省告示第九百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯谷北沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県藤枝市岡部町岡部

字湯谷　二二〇九番三　一号及び二号

二二〇五番四　三号

二二〇四番六　四号

二二〇三番三　五号

二二〇九番一三　六号から八号まで